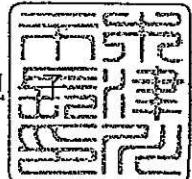


リリ
9木産第160号
平成19年7月9日

京都府山城広域振興局
局長・地上進様

木津川市長 河井 規



○ 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見書について（提出）

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定に基づき、下記の大規模小売店舗について、別紙のとおり意見書を提出します。

記

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定により告示のあった大規模小売店舗
名称

（仮称）ガーデンモール木津南

届出者

株式会社ミキシング

代表取締役 佐藤 美樹

株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

別紙

大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見

- 1 店舗の出入口については、閑静な住宅地に隣接する地域特性を考慮し、出庫車両の分散を促す流出経路及び住宅地内生活道路に進入できないよう出口の再検討も含め、適正かつ十分な配慮、必要な措置を講じること。
- 2 工事期間中及び開業後の交通安全対策、道路の渋滞や事故防止対策に万全の体制を期すとともに、周辺小学校、幼稚園の児童、園児及び生徒等が通学路等において、交通安全が図られるよう出入口及び渋滞予想場所には、交通整理員を常駐させること。
- 3 工事期間中の工事関係車両及び開業後の来店客、商品搬入車両等が周辺住宅地内生活道路等に進入しないよう対策を講じるとともに店舗周辺道路に路上駐車がないよう十分な対策を講じられたい。
- 4 工事期間中及び開業後、店舗周辺歩道に自転車、バイク等が放置されないよう対策を講じられたい。
- 5 周辺道路の各交差点から各出入口の間において予期せぬ交通渋滞等が発生した場合、適切な回避誘導策を講じるとともに、関係する各路線での通過交通の処理対策にも万全の体制を期すること。
- 6 営業終了後、駐車場出入口は、すみやかに閉鎖されるとともに、各出入口に関わる前面道路の交通状況に目を配り、敷地内駐車場の駐車、駐輪状況に十分な配慮、防犯上の適切な措置を講じられたい。
- 7 騒音・排気ガス・営業上の臭気、ネオンサイン等、地域住環境が悪化しないよう対策を講じられたい。
- 8 2階、3階駐車場等、死角になる可能性のあるところへの防犯カメラの設置、「たまり場」的区域をなくすために、警備員の常駐及び指導員の巡回等による監視、管理体制の措置を講じること。
- 9 閉店後の敷地内でたむろできないような構造上の工夫、監視体制並びにパトロール等の実施をされたい。

- 10 有害図書類、有害玩具、刃物類等の販売並びに自動販売機等の設置、営業については、京都府青少年の健全な育成に関する条例に則り適正に行うこと。
- 11 青少年・幼児への風紀対策として、子供の射幸心をあおったり、助長するようなギャンブルゲームセンター等の設営はやめられるとともに、万引き等の青少年の非行を防止するため、商品管理や店員の適切な配置並びに学校等との連携ができるよう対策を講じられたい。
- 12 防犯活動について、防犯行為の未然防止に向けた積極的な活動や対策はもとより、発生後の地元警察署との連携における迅速、的確な対応、さらには、地域防犯活動への協力、支援並びに地域児童、園児を対象とした交通安全防犯教室等を開催し、地域コミュニティーへの融合を図られたい。
- 13 平成19年6月15日に策定された「相楽地域商業ガイドライン」の内容を遵守すること。
- 14 店舗内に緑地帯や地域の方々の空間スペースの十分な確保など、来店者が誇りと潤いの実感できる施設を設置するとともに、地域住民にとって商業施設というメリットだけでなく、地域に密着した多角的なサービスや地産地消を目指した地場特産品の販売など、店舗の特殊性をかもしだされたい。
- 15 交通安全対策等を講じる際には、事前に必要に応じ、独立行政法人都市再生機構、地元小学校、幼稚園及び地域住民代表を含めた協議の場を設定されたい。
- 16 開業後、交通・防犯・環境・教育・風紀面への未然防止対策を講じられるとともに、問題点や要望に対して柔軟に対応するよう渉外・相談窓口を常設すること。
- 17 工事期間中及び開業後については、地域住民及び関係機関との日常的な情報交換に努めるとともに定期的に協議会を開催すること。
- 18 工事進行については、その都度、関係住民に事前説明を行い、工事計画の対応に配慮されたい。

以上